特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県教育委員会は高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

兵庫県教育委員会

公表日

令和8年11月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知
③システムの名称	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、兵庫県就学支援制度オンライン申請システム

2. 特定個人情報ファイル名
高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第153条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局財務課
②所属長の役職名	財務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会事務局財務課　神戸市東灘区田中町5-3-23　078-341-7711 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階　078-341-7711

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局財務課　神戸市東灘区田中町5-3-23　078-341-7711

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務課長　今後　元彦	財務課長　成田　徹一	事後	人事異動
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会側】 番号法第19条第7号　別表第二　113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条 【提供側】	番号法第19条第7号　別表第二　113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条	事後	表記の修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財務課長　成田　徹一	財務課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅳ　リスク対策	―	（Ⅳ　1～9に記載のとおり）	事後	新規項目
令和2年7月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理支援システム 統合宛名管理システム 中間サーバー	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム 統合宛名管理システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 対象人数は何人か	500人未満	500人以上	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅳ　リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価及び全項目評価	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和2年7月1日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検 内部監査	事前	マイナンバー情報連携の開始に伴う修正
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 113の項	番号法第19条第8号 別表第二 113の項	事後	法令改正による
令和4年10月14日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課（県民情報センター）	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	修正
令和4年10月14日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	修正
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 91の項	番号法第9条第1項 別表 123の項	事後	法令改正による
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	法令改正による
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 113の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項	事後	法令改正による
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第153条	事後	法令改正による
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5−10−1	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5−3−23	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通4−16−3	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通5−10−1	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先 連絡先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5−10−1	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5−3−23	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月10日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	−	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のよう	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月10日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	－	目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目	事後	様式変更
令和7年6月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム、 統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、兵庫県就学支援制度オンライン申請システム	事後	記載内容の変更
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	500人以上	500人未満	事後	記載内容の変更
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリ)は、事前にパスワードによる保護を行っている。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	事務処理方法の変更に伴う記載内容の変更
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価または重点項目評価を実施する	－	○	事後	記載内容の変更
令和8年11月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等の生徒が授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給する 【内容】 ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開の決定	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知	事後	記載内容の変更
令和8年11月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	事後	記載内容の変更
令和8年11月9日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5−10−1	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階	事後	記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正